

くらしの健康

令和7年12月 第72号



目次

○ 大麻に関する法律が改正されました

○ おしらせ(イベント開催)

～食の安全都民フォーラム開催～「迷った時のヒント！健康食品との上手な付き合い方」



大麻に関する法律が改正されました



令和5年12月に「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が公布され、大麻を取り巻く状況が大きく変わりました。そこで改めて大麻とは何か、今回の改正で何が変わったのかを解説します。

▼大麻とは

「大麻」とは、大麻草(学名、カンナビス・サティバ・リンネ)(図1)及びその製品を指します。ただし、大麻草の種子及び成熟した茎、製品のうち大麻草としての形状を有していないものを除きます。

大麻草に含まれる物質群のカンナビノイドは100種類以上が知られており、それらの中には幻覚等の精神作用を示すテトラヒドロカンナビノール($\Delta 9$ -THC)や精神作用を持たないと言われているカンナビジオール(CBD)があります。

大麻草の種類や部位により、含まれるカンナビノイドの種類と濃度が異なることから、これまでの大麻取締法(旧法)では、部位規制(花穂、葉・未成熟の茎、成熟した茎から分離した樹脂及び根が規制対象)がされていました。一方、規制対象外である成熟した茎(樹脂を除く。)や種子は、国内では、しめ縄、食品や植物油等に使用されてきました。



図1. 大麻草(カンナビス・サティバ・リンネ)

東京都薬用植物園で栽培しているもの

▼法改正の背景

近年、医薬品として大麻由来成分の有用性が国際的に見直されてきました。その一方で、国内では大麻による犯罪件数が増加し大きな社会問題となっていました。

1 大麻由来成分の医薬品に関する国際的状況の変化

これまで大麻は医療上の有用性がないと考えられており、大麻取締法では大麻草から製造された医薬品の施用(身体への投与・服用)が禁止されていました。しかし、近年、大麻草から製造された医薬品が欧米各国において承認されていることや、麻薬に関する国際条約における大麻のカテゴリーが「乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質の中でも特に危険で、医療上の有用性がない物質」から「乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質」へ変更されたことなど、国際的に大麻の医療上の有用性が認められてきています。さらに、現在、難治性てんかん治療薬として大麻草から製造された医薬品について国内で治験が開始されているところですが、仮に医薬品として承認された場合でも、これまでの法律では医療現場において活用することは困難でした。

2 大麻による犯罪件数の増加

令和6年に国の薬物乱用対策推進会議が発表した「第六次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップによると、法改正前の令和5年における大麻事犯の検挙人員は、6,703人となり、過去最多であった令和3年を大幅に更新しました(図2)。特に大麻事犯の検挙人員の約7割が30歳未満の若年層であり、大麻の乱用拡大に歯止めがかからない状況にありました。また、旧法では大麻の使用について禁止規定や罰則がなく、このことが大麻使用のハードルを下げているという調査結果も報告されています。

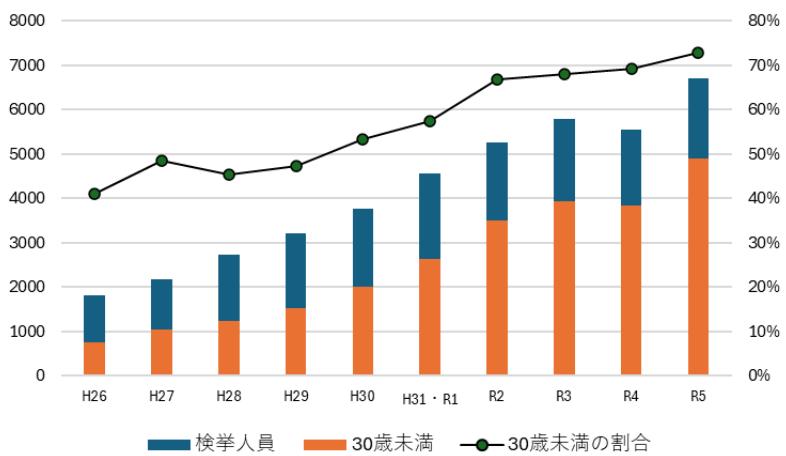


図2. 大麻事犯における検挙人数及び30歳未満の割合

厚生労働省「第六次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップより改変

3 大麻由来成分を含む製品の流通

欧米ではCBD等の大麻由来成分を含む様々な種類の製品が流通しており、それらは我が国にも輸入され、食品や化粧品等として販売されていました。

▼ 法改正の趣旨と内容

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、新しい法律では以下の点が改正されました。

1 麻薬に指定された大麻及びその有害成分

大麻及びその有害成分(幻覚等の精神作用を示す成分)である $\Delta 9\text{-THC}$ (以下大麻等)は、麻薬及び向精神薬取締法(以下、麻向法)における「麻薬」と位置付けられました。これにより、大麻草から製造された医薬品($\Delta 9\text{-THC}$ を一定以上含有するもの)は、麻向法の免許制度の下で麻薬として管理、流通及び施用が可能となると同時に、他の規制薬物と同様、大麻等の不正な施用については禁止規定及び罰則(施用罪)が適用されることとなりました。また、カンナビノイドのうち、加熱等により容易に $\Delta 9\text{-THC}$ に変化する成分であるテトラヒドロカンナビノール酸($\Delta 9\text{-THCA}$)についても、 $\Delta 9\text{-THC}$ と同様に麻薬とみなし、禁止規定及び罰則が適用されました。なお、大麻の不正な所持、譲渡、譲受及び輸入等は、今後は麻向法において他の麻薬と同様に規制及び罰則が適用されます。

本改正により部位規制から成分規制となることで、麻薬成分でない大麻由来成分(例: CBD)を含む製品は、葉や花穂から抽出されたものも流通及び使用が可能となりました。また、このような大麻由来成分を含む製品には、 $\Delta 9\text{-THC}$ の残留限度値(表1)が設けられ(限度値以下であれば麻薬として扱わない)、市場に流通する製品のメーカーによる自主管理と行政による監視指導を徹底することとなりました。

表 1. 大麻由来成分を含む製品中の $\Delta 9\text{-THC}$ 残留限度値^{注1}

製品区分	残留限度値	想定される製品の例 ^{注2}
油脂	10 ppm	CBD オイル、ヘンプシードオイル、化粧オイル等
粉末	10 ppm	CBD パウダー、プロテイン等
水溶液	0.1 ppm	清涼飲料水、アルコール飲料、化粧水等
その他	1 ppm	菓子類、錠剤、バター、シャンプー、ゼリー等

注1: 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令(平成2年政令第238号)第2条

注2: 令和6年10月4日付医薬監麻発1004 第3号「濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量について」。具体的な製品がどの区分に該当するかについては、当該製品の形状、成分等に基づき、個別に判断されるものである。

2 大麻草の栽培に関する規制の見直し

大麻取締法の名称は、「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正され、大麻草採取栽培者の免許をその目的に応じて、以下の2つに区分することとなりました。

(1) 第一種大麻草採取栽培者免許(都道府県知事の免許): 大麻草の製品の原材料を採取するために栽培する場合

(2) 第二種大麻草採取栽培者免許(厚生労働大臣の免許): 医薬品の原料を採取するために栽培する場合

このうち、第一種大麻草採取栽培者については、△9-THC 濃度が基準値(0.3%)以下の大麻草から採取した種子等を利用して栽培するなどの規制が設けられました。なお、大麻草の研究栽培を行う場合は、これまでと同様、大麻草研究栽培者免許が必要となります。

現在、当センターでは監視指導のため、大麻由来成分を含む製品の試験検査や、都知事免許である第一種大麻草採取栽培者が栽培する大麻草の監視に係る収去検査のための調査研究を実施しているところです。

○お知らせ イベント開催

～食の安全都民フォーラム開催～

「迷った時のヒント！健康食品との上手な付き合い方」

東京都は、都民、事業者及び行政が食の安全に関する情報を共有し、考える場として、毎年「食の安全都民フォーラム」を開催しています。

今回は、「健康食品」を取り上げます。日常的に利用される健康食品ですが、選び方や使い方に悩むこともあります。専門家による講演とあわせ、事例を通じて「自分ならどうするか」と一緒に考えます。ぜひご参加ください！

健康食品啓発キャラクター



日時: 令和8年1月28日(水曜日)午後2時から午後4時まで

開催場所: 東京都健康安全研究センター(東京都新宿区百人町3-24-1)

参加費: 無料

基調講演講師: 梅垣 敬三 氏(元昭和女子大学食健康科学部教授)

種村 菜奈枝 氏(福島大学 農学群食農学類 准教授)

意見交換「一緒に考えよう！ 健康食品、こんなときどうする？」

コーディネーター: 戸部 依子 氏(消費生活アドバイザー)

パネリスト: 梅垣 敬三 氏、種村 菜奈枝 氏

定員: 50名(定員を超えた場合は抽選)

申込方法: 特設ホームページからお申し込みください。(令和8年1月19日(月曜日)まで)

<https://www.hokeniryo1.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/forum/r7/r7.html>



発行: 東京都健康安全研究センター

住所: 〒169-0073 東京都新宿区百人町三丁目24番1号

電話: 03-3363-3231(代表) E-mail: tmiph@section.metro.tokyo.jp

HP: 東京都健康安全研究センター <https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/>

感染症情報センター <https://idsc.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/>

都内の環境放射線測定結果 <https://monitoring.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/>

花粉症対策のページ https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/kj_kankyo/kafun/